

お詫び

当管理組合は、住戸名、氏名、金銭に関する情報は公開しておりませんので、あらかじめお断りしておきます。



No. 42

新年度の役員・班長

《発行》平成15年(2003)5月1日

《発行者》スぺリア佐屋管理組合理事長

今年度の役員について

今年度の役員は先に開催した定期総会で選任されましたが、3月30日に開催した最初の理事会で役職については次のように互選しました。(敬称略・順不同)

| 理事長 | 氏名 | 住戸 | 管理部長 |
|--------|----|----|--------|
| 副理事長 | | | 自治部部长 |
| 副理事長 | | | 自治部副部长 |
| 副理事長 | | | 管理部副部长 |
| 会計担当理事 | | | 自治部副部长 |

| 監事 | 氏名 | 住戸 | 自治部員 | 監事 | 氏名 | 住戸 | 自治部員 |
|----|----|----|------|----|----|----|------|
| 理事 | | | 自治部員 | 理事 | | | 自治部員 |
| 理事 | | | 自治部員 | 理事 | | | 自治部員 |
| 理事 | | | 自治部員 | 理事 | | | 自治部員 |
| 理事 | | | 自治部員 | 理事 | | | 自治部員 |
| 理事 | | | 自治部員 | 理事 | | | 自治部員 |
| 理事 | | | 自治部員 | 理事 | | | 自治部員 |
| 理事 | | | 自治部員 | 理事 | | | 自治部員 |
| 理事 | | | 自治部員 | | | | |

さん(南東)も理事に選任されましたが、今年度は家庭の事情により先送りにしてほしいと要請がありました。

理事会で検討した結果、今年度は見合わせ、来年度から2年間就任して頂くことになりました。なお、規約により役員の補充は行いません。

副理事長が民生委員に委譲されました

5月から さんが佐屋町の民生委員に委譲されました。

民生委員とは「民生委員法」により町や県が推薦し、厚生大臣が委譲することになっております。民生委員は、生活・家庭・育児・病気等のあらゆる生活上の問題について相談があれば、町役場に取り次ぐことが主な仕事で、民生委員には守秘義務があります。

相談したいことがありましたら、お気軽に声をかけてください。

今年度の班長について

今年度の班長は次の通りで、5月より来年の4月までの任期となります。

なお、当初に報告した住戸と若干違っておりますのでご承知おきください。(敬称略)

| 南 館 (西) | | | | 南 館 (東) | | | | 東 館 | | | |
|---------|----|----|----|---------|----|----|----|-----|----|----|----|
| 1 | 氏名 | 住戸 | 担当 | 11 | 氏名 | 住戸 | 担当 | 21 | 氏名 | 住戸 | 担当 |
| 2 | | | | 12 | | | | 22 | | | |
| 3 | | | | 13 | | | | 23 | | | |
| 4 | | | | 14 | | | | 24 | | | |
| 5 | | | | 15 | | | | 25 | | | |
| 6 | | | | 16 | | | | 26 | | | |
| 7 | | | | 17 | | | | 27 | | | |
| 8 | | | | 18 | | | | 28 | | | |
| 9 | | | | 19 | | | | 29 | | | |
| 10 | | | | 20 | | | | 30 | | | |
| | | | | | | | | 31 | | | |

今年度から班長宅の扉に「班長」というマグネット表示を取り付けます。

定例会議について

今年中の定例会議を次のように決定しました。

(時間は何れも午後8時より)

| | 三役会 | 理事会 | | 三役会 | 理事会 | | 三役会 | 理事会 |
|----|--------|--------|----|--------|--------|-----|--------|--------|
| 4月 | - | 3月30日 | 7月 | 13日(日) | 19日(土) | 10月 | 5日(日) | 11日(土) |
| 5月 | 11日(日) | 24日(土) | 8月 | 3日(日) | 9日(土) | 11月 | 9日(日) | 15日(土) |
| 6月 | 8日(日) | 14日(土) | 9月 | 7日(日) | 13日(土) | 12月 | 14日(日) | 20日(土) |

4月度の理事会は、都合により3月30日に行いました。

管理員の勤務時間変更

管理員の勤務時間を再確認の結果、週 40 時間の枠を超えていることが判明しました。
したがって、午前 9 時から午後 6 時の勤務時間を午後 5 時 30 分までにします。なお、土曜日の休日は掲示するスケジュール表をご覧ください。

狂犬病予防注射について

すでに、犬を登録して飼育している住戸には、役場から「狂犬病の予防注射のお知らせ」が届いているものと思います。

今年度の予防注射は次のように行われます。また、役場に登録をしていない住戸も、この期間に手続きを済ませてください。

| 月 日 | 時 間 | 場 所 |
|-------------|---------------|----------------|
| 5 月 9 日(金) | 13.30 ~ 15.00 | 佐屋町役場 |
| 5 月 13 日(火) | 13.30 ~ 14.30 | 永和支所 |
| | 14.45 ~ 15.45 | 東部防災コミュニティセンター |
| 5 月 14 日(水) | 13.30 ~ 14.20 | 日置公民館 |
| | 14.35 ~ 15.25 | 市江支所 |
| 5 月 16 日(金) | 13.30 ~ 14.20 | 佐屋コミュニティセンター |
| | 14.35 ~ 15.25 | 東保児童遊園 |

狂犬病予防注射および混合ワクチン注射を行った証明書の提出が必要です。

また、管理組合へ未届けのペットは必ず届けと、犬は注射済みの書類と写真(猫も)の提出することが決まっております。

出前の空容器は玄関に置かないように

出前の空容器を共同玄関付近に置く住戸があります。

これでは美観上の問題があるばかりか不衛生です。今後は必ず各住戸が責任をもって直接返却するようにお願いします。

なお、今後、据え置きされた場合は廃棄処分を行います。

二重鍵の取付けについて

ある住戸から「二重に鍵を取り付けたい」という要請がありました。

確かに二重鍵は防犯効果を高めると言われておりますが、本格的に施工する場合はドアの加工も必要になります。

泥棒の侵入防止には短時間で開けられない鍵が効果的で、従来から広報している「**ピッキング** **グングに強い鍵への取替え**」(ディンプル鍵)と、「**サムターン回し防止器具の取付け**」をお勧めします。

詳細については、管理員にお問い合わせください。

本紙や議事録を配信します

メールアドレスの登録者には、本紙「すperiあ佐屋」や理事会等の議事録を送信しておりますので、ご希望者は管理組合へメールしてください。

なお、最近アドレスを変更された方も配信できないので再登録をお願いします。

superiasaya@ybb.ne.jp (住戸番号と氏名もお願いします)

4 月 度 理 事 会

| 日 時 | 平成 15 年 3 月 30 日(日) | 午後 8 時 ~ 午後 9 時 40 分 | 場 所 | 集会室 | | | | |
|---------|---------------------|----------------------|-----------|-----|-----|----|----|-----|
| 出席 | 委任 | 欠席 × | (敬称略・順不同) | | | | | |
| 南 館 (西) | | | 南 館 (東) | | 東 館 | | | |
| 住戸 | 出欠 | 氏 名 | 住戸 | 出欠 | 氏 名 | 住戸 | 出欠 | 氏 名 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

主な報告・討議内容

1. 役員の内選について
2. 定例会議について
3. 防犯カメラの録画について
4. 管理費等の滞納状況について
5. 管理員の勤務時間について